

◎新潟県告示第810号

平成27年7月14日新潟県告示第988号（漁業災害補償法に基づく加入区の設定）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和5年9月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和5年8月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和5年7月7日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
内佐渡	佐渡漁業協同組合の地区のうち旧松ヶ崎漁業協同組合、旧赤泊漁業協同組合、旧羽茂漁業協同組合及び旧小木町漁業協同組合	<u>1 大型定置漁業、にか</u> <u>かご漁業及びえびかご</u> <u>漁業</u> 2 1に掲げる漁業以 外の漁業であって旧 赤泊漁業協同組合及 び旧松ヶ崎漁業協同 組合の地区の者が行 う漁業 3 1に掲げる漁業以 外の漁業であって旧 羽茂漁業協同組合の 地区の者が行う漁業 4 1に掲げる漁業以 外の漁業であって旧 小木町漁業協同組合 の地区の者が行う漁 業	内佐渡	佐渡漁業協同組合の地区のうち旧松ヶ崎漁業協同組合、旧赤泊漁業協同組合、旧羽茂漁業協同組合及び旧小木町漁業協同組合	<u>1 大型定置漁業</u> <u>2 にかかご漁業及びえ</u> <u>びかご漁業</u> 3 1から2に掲げる漁 業以外の漁業であっ て旧赤泊漁業協同組 合及び旧松ヶ崎漁業 協同組合の地区の者 が行う漁業 4 1から2に掲げる漁 業以外の漁業であっ て旧羽茂漁業協同組 合の地区の者が行う 漁業 5 1から2に掲げる漁 業以外の漁業であっ て旧小木町漁業協同 組合の地区の者が行 う漁業